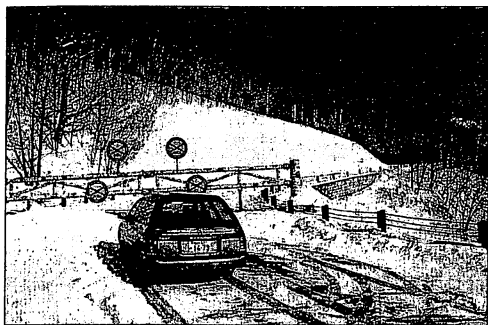


# 1年半の取材を 中間総括する

ルポライター 滝川 康治



トンネル建設が中止になった土幌高原道路。農村観光や環境学習を柱にした中止後の代替策の議論が始まっている。

## 「代案」の検討で より良い道探る

これからは、不要不急の投資を避けるためにも、公共事業の代案を検討することが不可欠になっている。代案の本格討議まで長い歳月を費やした千歳川放水路の轍を踏んではな

「時のアセス」で九八年春にゴルフ場

連載を始めて1年半ほどになる。その間、長年論争が続いてきた、土幌高原道路と千歳川放水路の二大公共事業の中止が決まり、時代は大きく変わった。従来型事業の代替策を具体化させる動きもある。公共事業の予算獲得装置だった道開発庁は、今年で姿を消す。そんな転換期の公共投資を中間総括してみた。

川の合流点対策や遊水地の設置などの議論が始まっている。 壮かつ無謀なこの計画に終止符を打つまでに長い年月を要したのは、道開発局の対応によるところが大きい。放水路にこだわるあまり、建設省が提唱する総合治水対策を積極的にとり入れようとしなかった。流域自治体も開発局に対する依存姿勢が強かった。結

局、そうした頑さが漁業者や自然保護団体などの反発を招き、泥沼化した。 曲折の末、堀知事の私的諮問機関にすべてが委ねられ、賛否双方が議論をぶつけ合うなかで、「まず、流域内で治水の手当てを」との合意形成が生まれた。「放水路の十七年」のなかで、これが最大の収穫であった。

構図にとらわれず、地域づくりのあり方や将来の方向を模索する素材を提供できないか、と考えつつ書いたつもりである。 中止後は、土幌町などがまとめた「東大雪エコミュージアム構想」を軸に農村観光や環境学習の場づくりを検討する流れになっている。道も支援態勢を整えつつある。こうした構想が地域に根づいたものになるかまだまだ課題は多いが、「国立公園らしい利用のあり方」に向けた合意形成の土壌ができたことは確かだろう。

## 懸案の「土幌」と 放水路が中止へ

一九九八年夏に始めた本連載が回を重ねるうちに、長い間、一事の是非をめぐって論議が続いてきた土幌高原道路と千歳川放水路の計画が中止に追い込まれた。計画の中止に無理がある公共事業は、走り出しても止まる時代になったのである。

「時のアセスメント」対象事業のなかで最大の懸案だった土幌高原道路の扱いは、最後まで道庁内での存否の意見が分かれた末に、九九年三月、堀知事の政治判断で中止が決まった。「然別湖への新たな道を」を旗印に土幌町の町道として着工した高原道路は、三年後



千歳川流域の治水対策をめぐる拡大会議（札幌市内で）。賛否双方が一堂に会して議論した意義は大きい。

の六九年に道道へ移管されてから三年近い歳月を経て、「トンネル道路も駄目」との結論になった。大雪国立公園の環境保全を求める世論が、事業主

体の道を動かしたのだ。 本連載と「環境リポート」を合わせ

て計七回、わたしは土幌高原道路問題を取り上げた。「開発か自然保護か」の

# 不要不急の事業を見直し インフラ整備の原点に戻れ

ヤスキート場などの中止が決まった「道民の森民活事業」も取り上げた。こちらは代替策として、道の「環境の村」をはじめ、「道の駅」など観光施設づくりなどを検討中だ。

しかし、当別ダム（準備工事中）の上流に「環境の村」を開設する計画のため、水質悪化を懸念する市民団体から疑問の声が上がっている。また地元自治体には、箱ものを優先した代替策を求める発想が根強くある。当別ダムの是非を含めて、代案の自身を詳しく検証することが大切だろう。

いずれにせよ、「一時のアセス」の再評価や千歳川放水路をめぐる論争を経て、公共事業を柔軟に見直し、代案を検討する素地はできつつある。投資効果や環境への影響などから疑問のある事業は、行政・住民ともにより良い代案を出し合って討議する——そんな成熟した関係をつくりたいものだ。

## 農村整備事業は等身大の施策で

農業関連の公共事業として、開発局が進める家畜糞尿の肥培かんがい事業

が、これらは長い目で見守りたい。多額の投資が死に金にならぬよう、地域でじっくり議論してはどうだろう。

農業土木工事の談合と天下りの構図が取り沙汰されている。この構図が温存される限り、コスト意識が乏しく、建設産業への所得の再配分に偏重した公共事業が続くことになる。「農民サイドから見た農業土木事業」についても、今後リポートしていきたい。

## ソフト面の事業や新産業の芽も

旧態依然の事業がたくさんあるなかで、住民の福祉向上になるソフト事業や、新たな産業の芽生えも見られる。「ふれあいバス」と名づけた総合交通ネットワークを創った穂別町を訪れたのは九九年秋のことだった。自治体が民間会社に委託して大小のバスを運行し、児童生徒や年配者らの足を確保している様子を見て、これも立派な公共事業なのだと実感した。

「経費がかかっても、小中学生がいれば運行している。町民宅はこれではカバーできた、と思う」と町の担当者



漁業団体が出資して浜中町内の酪農家に設置された微生物群を使った牛の糞尿処理施設

受益者負担分だけのお金で十分やれた」とは、農村地帯でよく聞く話である。補助金の多くは農家にぶら下がって食べている人々の懐に入る、いびつなシステムになっている。

開発局の藤森郁雄・農業水産部長は道北のある講演会のなかで、補助事業が割高になっている実態を反省し、改善していく意向を示した。その言葉どおり農村公共事業が転換できるか。変わらなければならぬのは、開

各地の農道空港を取り上げた。肥培かんがいは、ダムなど取水施設から農家に水を引き、牛のし尿と混ぜて薄め、畑に散布するシステム。七〇年代から道内各地で試みられてきた、重厚長大型の農業土木事業だ。しかし、施設整備が大がかりで費用負担が伴うことから、利用をためらう声が強くなり、本格的な普及に至っていない。受益者の参加が見込めずダム建設が中止になった、歌登町のような事例もある。

わたしは同事業に批判的で、多くの農家の身の丈にあったシンプルな手法がある、と考えている。連載で紹介した微生物群の力で牛のし尿を無臭の液肥にするシステム（浜中町の事例）もその一つで、そこでは漁業団体と農家が連携して環境保全に努めている。等身大の技術による施設整備に行政が積極的に支援することが、これからの農村公共事業の基本であろう。

開発局という大組織である。無駄な公共事業の象徴のように言われる農道空港は、道内に四方所ある。このうち北見市と新得町を訪れて取材したが、本来の目的の農産物輸送は初めから破綻しており、いまは多面的な利用を探っていた。民間のグライター飛行やセスナ機の寄港、イベント会場としての利用……と、いろいろある。空港利用と農村体験をつなげることで活路を見いだそうとする試みも紹介した

が胸を張った。穂別町の試みを参考にバスの運行管理を民間に委託する自治体も現れている。

学者先生たちのなかには「費用対効果」が好きな人が多い。穂別の「ふれあいバス」のような事業は「費用対効果が乏しい」と言われそうだが、しかし、田舎で暮らすわたしは疑問を抱く。住民にとって切実な足の確保は、たとえ対象が少数で費用が掛かっても取りくまなければならぬ仕事なのである。

新しい産業の芽として産業クラスターの動きも紹介した。美瑛市で具体化した「雪冷房システム」の取りくみや「森林クラスター」をめざす下川町の事例を取材したが、全道に十二あるクラスター研究会から新しい産業が育つには、まだまだ時間がかかるだろう。「産学官の連携」は、そう簡単ではないらしい。産業を担う人材づくりや販路の開拓など課題も多い。若手の力で新たな事業が起ることで、公共事業や官に対する依存度が低い北海道の産業風土に変化が生まれるよう期待したい。

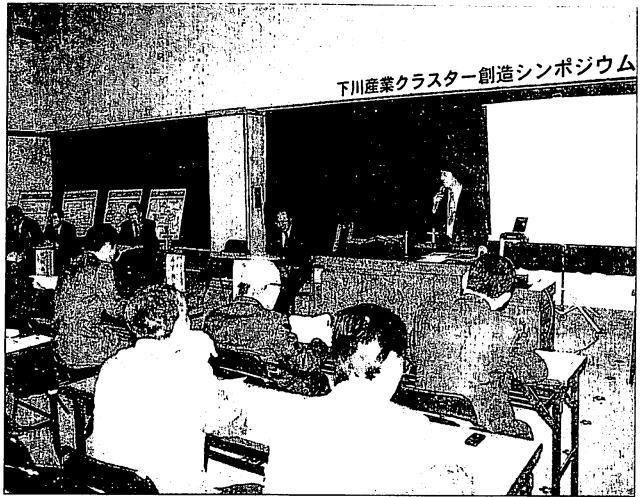
石狩川などの試みを紹介しつつ、わたしは「復元のための河川公共事業」



交通弱者の貴重な足になっている穂別町の「ふれあいバス」

を提唱した。北海道の河川の二〇世紀は直線化したりコンクリートで固める手法が主流を占めたが、これからは川を復元していく時代である。生態系をめぐって、「森から出た栄養素や生き物が、川や海をどう循環しているのか？」など、未解明の事柄はたくさんある。それらを調査することも復元に向けた公共事業ではないか。さらに、復元事業は農林水産業の分野にもあるだろう。

下川産業クラスター創造シンポジウム



全道各地で産業クラスター活動が盛ん。下川町では「森林クラスター」をめざす。

本誌でリポートしたのは課題を抱えた公共事業の典型例にすぎない。人知れず不要不急の事業が行なわれて無用の長物を生み、山河が泣いている事例もあるはずだ。困った話である。

日本の財政赤字は六百兆円にも上ってパンク寸前だ。これまでは国民の豊かな貯蓄に下支えされた財政運用が可能だったが、今やそれを続けることは

従来と同じ発想で公共事業を進めれば、経済は破綻してしまふ。旧態依然の事業に訣別し、本来のインフラ整備や復元のための公共投資を積極的に進める時代なのだ。

次号では、財政危機の本質と北海道のこれからの公共事業のあり方について、北大法学部教授の宮脇淳氏に提言してもらおう。

困難になっている。そして、政府による「景気対策」の公営事業予算の大幅振る舞いも、米年度をもって終わる。さらに、二〇〇一年の省庁再編によって、予算分捕り装置の役割を果たしてきた道開発庁がなくなり、開発局は国土交通省の一内局となる。

「公共事業王国・北海道」の落日は目前に迫っている。



## もらった財産と税金

贈与税は、1月1日から12月31日までの1年間に個人からもらった財産の合計が60万円を超えると課税されます。会社など法人からもらったときには、贈与税ではなく所得税（一時所得）がかります。贈与税は次のような算式で計算されます。

贈与を受けた財産の合計額	基礎控除60万円	課税価額
--------------	----------	------

←×税率→控除額

ただし、以下のような特例がありますのでよく知っておくことが大切です。

一 配偶者控除  
婚姻期間20年以上の夫婦の間で住宅など居住用の不動産をもらった場合で一定の要件を満たしていれば、基礎控除にプラスして最高2000万円までの控除が受けられます。

二 住宅取得資金の贈与の特例  
父や祖父から住宅を取得するための資金をもらった場合、そのうちの300万円までは贈与税がかりません。また1500万円までは5分5厘方式という低い課税率で納税額を決める特例が受けられます。

これらの特例は次の要件に当てはまっていなければなりません。

- ① 対象になる住宅について
  - ① 新築住宅か② 築後20年以内（MSなど耐火構造の場合は25年以内）の中古住宅
- ② 贈与税の特例について
  - ① もらった人が日本国内に住む人であること。
  - ② 贈与された年の翌年3月15日までにその全額が住宅の新築または購入に使われていること。同時にそこに住んでいるか、または住むことが確実と証明できること。
  - ③ 床面積が50㎡以上であること。
  - ④ そのお金をもらう前の5年以内に自己または配偶者が所有している住居用家屋に住んでいないこと。
  - ⑤ その年の所得合計金額が12000万円以下であること。
  - ⑥ 今までにこの特例の適用を受けたことがないこと。

■ 特例を受けるための申告  
贈与税の申告書に、この特例を受けることを必ず記載し、戸籍謄（抄）本、戸籍の附票の写し、登記簿謄（抄）本、住民票の写しなど一定の書類を添付しなければなりません。

☆☆詳細は最寄りの税務相談室または税務署へ☆☆